

7. 春日井市

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】

高齢者総合福祉計画、地域福祉計画及び障がい者総合福祉計画に基づき、限られた財源の中で市民満足度の最大化を図ることができるよう、計画的に高齢者福祉及び障がい者福祉の増進に努めていきます。

また、国民健康保険事業、福祉医療制度につきましては、今後も社会情勢の変化などに対応しながら、制度の見直し等を進めていきます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】

地方財政制度に関する要望は、内容を検討のうえ、市長会等を通じて行っています。また、臨時交付金にかかわらず必要な事業や施策について実施していきます。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【回答】

この内容につきまして現在導入の予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回答】

介護保険料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合に、減免を行っています。

介護保険料につきましては、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に負担能力に応じて設定されています。21年度からは税制改正に伴う激変緩和措置の終了により影響を受ける方々の保険料の上昇を軽減するため、世帯課税で本人の公的年金等の収入金額等が80万円以下、合計所得金額が500万円以上等新たに段階を設置し、所得段階に応じてきめ細く、8段階制としました。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

介護サービスの利用料の減免につきましては、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を減額する制度があります。また、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上限額を定めた高額介護サービス費の支給制度や、施設入所者の居住費・食費の特定入所者介護サービス費等により、低所得者への負担軽減制度が行われています。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」

の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

【回答】

平成21年4月からの要介護認定方法の見直しは、利用者の引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、経過措置として利用者の従来の要介護度を希望する方には、従来の要介護度のままにすることが可能となりました。厚生労働省は認定方法の検証を行い、10月から再度見直すこととしました。当市におきましては、従来に引き続き、要介護認定の基準に基づき、認定調査あるいは認定審査会におきましても公正かつ公平な審査判定を行っていきます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

【回答】

本市発行の春日井市高齢者福祉サービスガイドで要介護認定の申請方法や認定後のサービス内容などについて、福祉全般において説明をしています。また、本市のホームページにおきましても情報を発信しています。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】

認定調査員や認定審査会委員の資質向上のための研修会などを実施するとともに、要介護認定の平準化の観点から、事務局としても審査判定の手順や基準が遵守されるよう積極的に関与していきます。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護については、高齢者総合福祉計画に掲げる整備目標達成に向け、社会福祉法人等による整備を支援していきます。

また、基盤整備を行うため、平成21年度から23年度の第4期介護保険事業計画期間内で、特別養護老人ホーム 133床、小規模特別養護老人ホーム 58床、小規模多機能施設 11施設の整備計画を策定しました。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

昨年度から、介護を地域で担う人材を育成するために、高齢者や障がい者の家族を介護している、または過去に介護していた方を対象に、ホームヘルパー養成研修の2級課程を修了した方に、受講料の一部を助成しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

週3回(火・木・金曜日)以内の昼食を、安否確認を兼ねて配食しています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

【回答】

かすがいシティバスは、10月1日から今まで運行していた地域に加え、民間バスが運行しておらず高齢者が多く住んでいる地域に新たにバス路線を設置しました。また、75歳以上の高齢者は運賃を200円から100円に割り引く制度も新設しました。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

高齢者の集まりの場としては、福祉の里・第1介護サービスセンターにおける「ふれあいデイサービス」、10か所の老人憩いの家等での「ふれあいミニデイサービス」を実施しています。また、地区社会福祉協議会等(10団体)において「いきいきサロン」が実施されています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

要介護の認定者で身体障がい者手帳の交付を受けている者等と障がいの程度が同程度の者については、障がい者控除の対象としています。要介護状態でも、障がい高齢者の日常生活自立度が自立又はほぼ自立としている場合や認知症高齢者自立度が自立又はほぼ自立としている場合があります。この自立度が両方とも自立又はほぼ自立に該当する場合は当市では障がい者控除の対象から除いています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

障がい者手帳がなくても、障がい者控除の適用が受けられる場合があるということは、高齢者福祉サービスガイド、広報春日井、介護保険制度説明会、居宅介護支援連絡会等でPRをしています。また、全ての要介護等の認定者に対して、認定結果の通知時にこの制度の説明文書を同封しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

後期高齢者医療被保険者で、身体・知的障がい者等、母子・父子家庭等、精神障がい(精神手帳1・2級所持者)者が医療機関で受診した場合、入院通院に係る医療費の自己負担分を助成しています。

また、精神障がい(自立支援)該当者の該当医療で受診した場合、通院に係る医療費の自立支援医療適用後の自己負担分を助成しています。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】

国民健康保険制度は、総医療費から自己負担分を差し引いた額を負担する制度であり、制

度上、変更された自己負担分を据え置くことは難しいと考えます。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

「被保険者証の返還」及び「資格証明書の交付」については、被保険者間の負担の公平の観点から、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、機械的に実施するものではありません。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

今後の県の動向や各市町の動向を注視していきます。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

【回答】

肺炎球菌ワクチンが、高齢者の感染症予防対策として有効な手段の一つであることは本市としても認識しています。ワクチンを接種することで、疾病の重篤化する状況に効果が期待できるとされ、法律に基づかない任意の予防接種ですが、各医療機関での接種が増えていくことが見込まれます。このようなことからワクチンの供給・接種費用など、情報の収集等に取り組み、高齢者の健康保持、感染症による重篤化やまん延防止の観点から、国の動向も注視しながら公費助成について検討していきます。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

平成20年4月より対象者を義務教育未就学児から、入院は中学3年生まで、通院は小学3年生までに拡大いたしました。今後は子育て支援のあり方等、総合的な観点から検討していきます。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】

国で示した標準的な妊婦健康診査の内容の拡充について、現在、市長会を通じ、各市町間で調整しています。今後、県医師会との調整も行う予定です。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】

ヒブワクチンが、乳幼児の感染症予防対策として有効な手段の一つであることは、本市としても認識しています。ワクチンを接種することで、疾病の重篤化する状況に効果が期待できるとされ、法律に基づかない任意の予防接種ですが、各医療機関での接種が増えていくことが見込まれます。このようなことからワクチンの供給・接種費用など、情報の収集等に取り組み、乳幼児の健康保持、感染症による重篤化やまん延防止の観点から、国の動向も注視しながら公費助成について検討していきます。

- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。
また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】

本市では、就学援助の認定対象者数が平成17年度1,045人、平成18年度1,076人、平成19年度1,171人、平成20年度1,188人と、ここ数年増加しています。また、平成17年度に準要保護者の援助額に対する国庫補助金が一般財源化され、市の財政的負担が増加する中、就学援助の内容を据え置き、制度が後退することのないよう努めてきました。現状では、本市の認定基準は近隣市町と比較しても決して低いとは認められず、認定基準を緩和することは検討していません。

申請の受付については、教育的立場から「経済的理由によって就学が困難」な状態を把握するため学校長の意見が必要であり、また子どもたちが小中双方に在籍する場合など学校間の連絡を密にとる必要性があることから、学校での受付としています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせずに見越することはできません。

所得の少ない世帯へは、「7・5・2軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

また、昨年4月には、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者への義務化など、医療制度が大きく改定されたことから、賦課限度額などを含めた税率の見直しを実施したところ です。

②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。
- ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して、実施していません。

また、短期証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日(～PM7:00)及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けるとともに加入者の生活実態などを把握する中、滞納者への対応を実施している

ところであります。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1～1.2倍までを減額とする取扱いを実施しています。また、制度の案内をホームページに掲載しています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしています。また、児童デイサービスについては、平成19年4月より全額免除しています。更に施設での食費負担の軽減についても、平成18年10月より市の心身障がい者扶助料を施設入所者も対象とし助成の拡大をしています。今後とも国の動向を注視していきます。

また、身体障がい者手帳1～3級所持者の保険適用に係る治療用装具自己負担分を助成しています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

【回答】

利用者負担につきましては、障がい福祉サービスと地域生活支援事業のうち、移動支援や地域活動支援センターなどの利用者負担を合算して、国が定める負担上限額を適用しています。今後とも国の動向を注視していきます。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】

春日井市障害者福祉施設等整備補助要綱に基づき、市内においてケアホーム・グループホームの整備を行う者に対して予算の範囲内で助成金を交付することとしています。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】

特定健診は、4～12月に99箇所の個別医療機関(委託)及び年4回/2箇所の集団健診を実施しており、自己負担額は個別・集団ともに無料としています。また、特定健診後に実施される特定保健指導の期間を考慮し、特定健診の実施期間を4～12月としています。

がん検診は疾病の早期発見及び早期治療を図るうえで大変重要なことであり、昨今の厳しい社会経済情勢の中においても、その事業の維持及び充実が重要となっています。こうしたことから、がん検診の自己負担額につきましては、受益者負担を原則とし適正な料金設定をしています。

各種がん検診の実施は、対象となる市民に受診券を郵送し、市内指定医療機関で年度内の2月まで受診できるよう個別医療機関委託方式としています。なお、満70歳以上の人、満69歳以下で春日井市国民健康保険加入者、愛知県後期高齢者医療制度加入者、生活保護世帯の人、世帯全員が市民税非課税の人はがん検診の自己負担額は無料としています。また、今年度においては、女性特有のがん検診推進事業で子宮頸がん及び乳がんの検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図っていきます。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】

成人全般を対象とした歯周病予防教室(集団での健診と指導)を年4回実施し、節目健診として40・50・60・65・70歳を医療機関委託で個別健診を無料で実施しています。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護申請については、申請者の意思を尊重するとともに法令等を遵守し、適切に対応をしております。また、申請から開始決定までの期間についても、生活保護法第24条の規定に基づき、適切に処理をしています。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】

生活保護申請については、申請者の意思を尊重するとともに、不当に申請を妨げるような行為は一切していません。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】

職員の配置については、今年度も3人の職員を増員して対応をしていますが、来年度以降も状況に応じて対応をしていく予定です。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】

全国市長会を通じ、最低保障年金を含めた制度の見直しについて要望しています。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

【回答】

この内容についての国への要望等は考えていません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

介護保険の国庫負担や介護労働者の処遇改善につきましては、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望をしていきます。

介護認定基準については、10月から新基準になりますので、推移を検証していきます。

- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

【回答】

全国市長会を通じ、子どもの医療費無料化制度の創設について要望しています。また、妊婦健康診査の内容の拡充について、現在、市長会を通じ、各市町間で調整しています。今後、県医師会との調整も行う予定です。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】

地方財政制度に関する要望は、その都度内容を検討のうえ、市長会等を通じて行っています。

- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

【回答】

この内容につきまして国への要望等は考えていません。

- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

- ⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

【回答】

障害者自立支援法に基づく自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることになっています。

今後とも国の動向を注視していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

今後の県の動向や各市町の動向を注視していきます。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

本市では、後期高齢者医療制度被保険者である、心身障がい等、母子・父子家庭等の入院通院、精神障がい者(精神手帳1・2級所持者)の入院、精神障がい(自立支援)該当者の該当医療に係る通院等を県内の医療機関で受診した場合は自己負担分を助成しています。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

【回答】

この内容についての愛知県への要望等は考えていません。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】

この内容についての愛知県への要望等は考えていません。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回答】

この内容についての愛知県への要望等は考えていません。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】

三位一体改革により、平成17年度から県財政調整交付金の導入等が図られるなど、県補助金は増額されています。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】

この内容についての愛知県への要望等は考えていません。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援事業を合算して適用することとしています。また、児童デイサービスについては、平成19年4月より全額免除しています。さらに、施設での食費負担の軽減についても、平成18年10月より市の心身障がい者扶助料を施設入所者も対象とし助成の拡大をしています。

今後とも国の動向を注視していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

【回答】

この内容につきまして広域連合への要望等は考えていません。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

【回答】

この内容につきまして広域連合への要望等は考えていません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】

この内容につきまして広域連合への要望等は考えていません。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】

この内容につきまして広域連合への要望等は考えていません。

以上